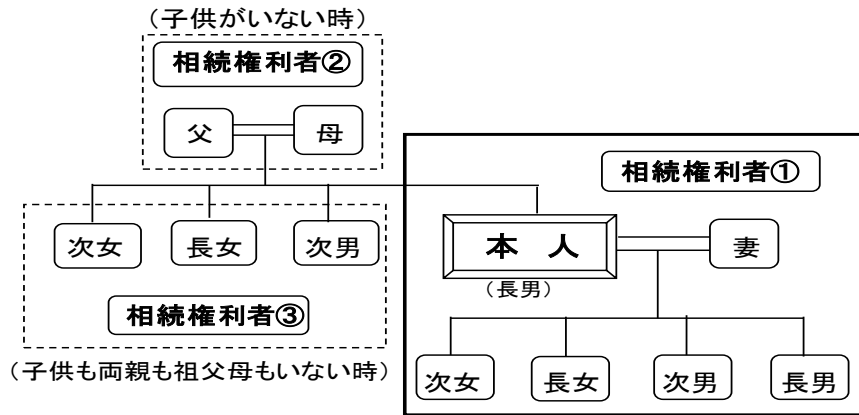


相続に関する必要書類



申請の順序	
〔一時抹消の場合〕	
①相続移転登録	→ 一時抹消登録
②相続移転登録	→ 移転登録 → 一時抹消登録
〔移転登録の場合〕	
①相続移転登録	
②相続移転登録	→ 移転登録

※「永久抹消登録」をする場合は、右記の「B. 1.」の書類の他に、申請相続人の「**印鑑証明書**」（3ヶ月以内のもの）、「**実印を押印した委任状**」（本人申請は実印持参）、「**移動報告番号**」、「**申請相続人の振込口座情報**」（重量税還付可能の場合。代理人申請の場合は代理人の認印も持参）、**自動車検査証**、**ナンバープレート**で手続きできます。（相続移転登録は、省略）

※「除籍謄本」の代わりとして、法定相続情報証明制度の手続きにより法務局で交付された「**法定相続情報一覧図**」が使えます。
 ※共同相続、相続権者に「**未成年者**」がいる場合、その他不明な点がございましたら、登録窓口までご相談下さい。

A. 遺産分割協議書で申請する場合の必要書類

1. 「所有者」（本人）の「**除籍謄本**」
 [本人の死亡事実及び相続権利者全員の確認]
 ※「除籍謄本」に相続権利者全員が載っていない場合には、「**改製原戸籍**」謄本も必要です。
2. 「**遺産分割協議書**」
 ※相続権利者全員の「**実印の押印**」が必要です。

B. 遺産分割協議成立申立書で申請する場合の必要書類 （相続する自動車の価格が100万円以下の場合可能）

1. 「所有者」（本人）の「**除籍謄本**」
 [本人の死亡事実及び申請相続人の相続権利の確認]
 ※「除籍謄本」に申請人である相続人が載っていない場合には、「**改製原戸籍**」謄本も必要です。
2. 「**遺産分割協議成立申立書**」及び相続する自動車の価格が100万円以下であることを確認できる**査定証**又は**査定価格を確認できる資料の写し等**を添付して下さい。
 ※申立書には、申請人である相続人の「**実印の押印**」が必要です。

A. B. 共通の申請に必要な書類等

3. 申請相続人の「**印鑑証明書**」（3ヶ月以内のもの）
4. 申請相続人の「**実印を押印した委任状**」（本人申請は実印持参）
 また、第三者に譲渡する場合は「**譲渡証明書**」も必要で、**第三者の方の移転登録に関する書類**も必要です。
5. 有効期間のある（抹消の場合は期間切れでも可）**自動車検査証**
6. **抹消**の場合は**ナンバープレート**の返納、**番号変更**を伴う場合は**車の持込**が必要です。

※抹消しない「相続移転登録」（申請相続人が新所有者・使用者として自動車使用）で、申請相続人の住所が車検証記載の使用の本拠の位置と相違の場合、「**車庫証明書**」が必要です。

その他、添付書類が発生してくるケースがあります。